

子どもに会えない状態が続く場合における安否確認のためのルール

※太字は主担当機関を表している。

【市町村】

【児童相談所】

① 市町村による安否確認(1回目)

- ・要保護児童対策地域協議会で決めた方法（保育所が月1回、体重確認する等）による安否確認ができない場合
- ・保育所や幼稚園など所属機関がなく、市町村の子育て支援課等が家庭訪問しても連絡が取れない場合 等

② 市町村内における情報共有

福祉部局、税務部局など関係各課で情報交換し、安否確認の方法を検討

③ 児童虐待担当部局による家庭訪問等(2回目)

安否確認
できない場合

「連絡がなければ、児相に通報しなければなりません。連絡ください。」のメモを投函

④ 児童相談所への連絡

技術的援助及び助言依頼
(児童福祉法第10条2項)

⑤ 技術的助言

児相は家族全体をアセスメントし訪問の仕方について助言

⑥ 児童虐待担当部局による家庭訪問等(3回目)

安否確認
できない場合

※ ①から⑥までを1か月以内に行う。

⑦ 児童相談所への通告

児童虐待防止法第8条1項2号
ケース管理は終結しない

⑧ 虐待通告受理

⑨ 緊急受理会議

⑩ 家庭訪問

安否未確認

⑪ 出頭要求

安否未確認

⑫ 立入調査・再出頭要求

安否を確認

⑬ 要保護児童対策地域協議会

⑭ 援助方針会議

児童相談所は、⑧虐待通告受理の後、速やかに安否確認(⑨から⑫)を行う。安否確認後、⑬援助方針会議において、市町村からの情報等を踏まえ、児童や家庭の状況等のアセスメントを行い、援助方針(一時保護、在宅での児相による見守り、在宅での市町村での見守り)を決定する。

市町村の見守りとなった場合、市町村は、⑭要保護児童対策地域協議会において、児童相談所の援助方針を踏まえ主担当機関や支援内容等を決定する。